

(案)

杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について

報告書

令和4（2022）年〇〇月

杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会

目 次

第1 はじめに	1
1　国の人情報保護法改正の背景	1
2　杉並区の個人情報保護の取組	2
3　個人情報保護制度の見直しの必要性	2
第2 各諮問事項について	3
1　区の基本理念について	3
2　開示請求等の手数料について	6
3　開示請求等の決定期限について	8
4　行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について	12
5　条例要配慮個人情報について	14
6　情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について	17
7　個人情報登録簿の作成・公表について	20
8　審議会への諮問・報告に関する規定について	24
《参考》	27
審議経過	27
杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会 部会委員	27
《巻末資料》	
【巻末資料1】関係規定比較表	28
【巻末資料2】杉並区情報公開・個人情報保護審議会の役割 　　新旧対照表	32
【巻末資料3】杉並区個人情報保護条例（現行）	33

第1 はじめに

1 国の個人情報保護法改正の背景

我が国における個人情報保護制度は、昭和40年代、情報化の進展に伴いコンピュータの利用が急速に拡大し、プライバシー侵害の危険に対する懸念が生じたことから、昭和48（1973）年6月に徳島県徳島市において「電子計算組織運営審議会条例」が制定されたことを嚆矢として、国に先行する形で全国の自治体に個人情報保護に関する条例の制定が広がっていったことから始まる。一方、国は、昭和63（1988）年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定し、その後、平成15（2003）年に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、制度の運用を進めてきた。

近年、ネットワークインフラの技術進歩やデータ連携の進展など環境の変化に伴い、官民や地域の枠を超えてデータを利活用すること及び個人情報の保護と適正かつ効果的な活用を両立させることが重要な課題となっている。

こうした中、制度の縦割りに起因する不均衡や不整合により、データの利活用に支障が出ているとの指摘や、独立した監督機関である個人情報保護委員会の監視監督が公的部門には及ばないため、国際的な制度調和を図る観点から、公的部門・民間部門の別を問わない新たな監視監督体制の確立が必要であるとの指摘がなされる状況となった。

このため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）」の3つの法律を1つに統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても、その先導的な役割に留意したうえで、統合後の法律を適用することにより全国的な共通ルールを設定するとともに、独立した監督機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督することとした。

そして、このような内容を盛り込んだ改正個人情報保護法を含む「デジタル改革関連法」の法案が、令和3（2021）年2月9日に閣議決定され、国会に提出される運びとなった。

2 杉並区の個人情報保護の取組

杉並区では、国における個人情報保護法制の確立に先駆け、昭和53（1978）年に「東京都杉並区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」（以下「杉並区電算条例」という。）を制定し、さらに、この「杉並区電算条例」を発展させ、昭和61（1986）年「杉並区個人情報保護条例」（以下「条例」という。）を制定した。この条例は、情報公開条例と同時に制定されたが、これらの制度が同時に実施されたのは、23区では初めてであり、全国でも3番目という画期的なものであった。条例に基づき、電子計算組織により処理する個人情報に限らず、区が取り扱う全ての個人情報について、その形態を問わず適正に収集・管理・利用・処理（以下「収集、管理等」という。）することを区に義務付けるとともに、区民に対して、区が保有する自己に関する情報の閲覧等、訂正、消去、目的外利用等の中止（以下「閲覧、訂正等」という。）を求める権利を保障する制度を確立した。

また、昭和62（1987）年に設置された「杉並区情報公開・個人情報保護審議会」は、情報公開制度と共に個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進のために、今日に至るまで、有識者や区民等を委員として、区による個人情報の管理及び利用等を厳正にチェックし、個人情報の保護水準の向上の寄与に重要な役割を果たしてきた。

平成15（2003）年に「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」といった民間事業者や国の行政機関等に適用される法律が制定されたが、地方公共団体についてはこれらの法律の適用対象外であったため、引き続き杉並区においては、条例に基づき、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めてきたところである。

3 個人情報保護制度の見直しの必要性

令和3（2021）年5月、個人情報保護法の改正を含む「デジタル改革関連法」が公布され、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）の地方公共団体に係る部分についての施行は「令和5年4月1日」と示された。

今回の法改正は、国・民間・地方公共団体それぞれの個人情報保護制度の不均衡・不整合を是正するために、法体系を一元化するものであり、個人情報保護とデジタル化に伴うデータ流通の両立、データ保護に関する国際基準に対応することを目的としている。改正法は、地方公共団体に直接適用されることになるため、現条例は改廃を要することとなる。

このため、杉並区においても、法施行前までに条例の改廃など、区の個人情報保護制度の見直しを行う必要が生じることとなった。

この見直しに当たっては、区は、法の趣旨を踏まえつつ、これまで条例に基づき、誇りを持って推進してきた個人情報の保護に向けた取組を維持向上させ、引き続き区民の権利利益の保護が実現できるよう、新たな制度の構築を目指さなければならない。

第2 各諮問事項について

1 区の基本理念について 変更あり

以下の要素を新条例に盛り込むことが妥当である。

(基本理念)

- ・個人情報の具体的な重要性について言及をすること。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するための取組を維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護すること。

(区の責務)

- ・区民の福祉、生命・身体の保護のため、個人情報の有効な活用を考慮しながら、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施すること。
- ・個人情報の取扱いに当たっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故を防止しなければならないこと。

(事業者の責務)

事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならないこと。

なお、区民の責務に関する規定は設けないことが妥当である。

(1) 区の現行制度

現行の杉並区個人情報保護条例には、以下の規定が存在する。

(目的)

第1条 この条例は、自己に関する管理個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める区民の権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、又は管理個人情報を管理し、若しくは利用するに当たっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び区民福祉の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を収集し、又は管理個人情報を管理し、若しくは利用する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たつては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(2) 改正法の規定等

個人情報保護委員会が示す「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）によると、改正法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されないとされている。

また、個人情報保護委員会が示す「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「Q&A」という。）によると、法の目的や規範に反するところが多く、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられないとされている。

(3) 主な意見

- ・各自治体としても、法律に則った行政を行わなければならないが、個人情報保護レベルが、来年度から下がってしまうと住民の理解を得られない。国の考え方に対する形で、区として、個人情報保護レベルを維持するための取組、審議会事前諮問に代わる代替措置を具体的にどのように示すことができるかが重要になってくる。
- ・個人情報の保護は重要である一方で、個人情報の利活用を通じ、区民の利益を保護する必要もある。条例の規定ではなく運用による部分もあると思うが、個人情報は利活用もすべきものだからきちんと保護しなければならないというイメージが入ると良いと思う。
- ・改正法は個人情報の保護を通じた個人の権利利益の保護を目的としており、個人情報の有用性はあくまでも配慮する対象となっている。区民福祉の増進が目的となってしまうような基本理念になると、法の趣旨に反してしまう。
- ・「基本的人権の尊重」という言葉は少し漠然としている。もう少し具体的なものを目的として定めた方が良いのではないか。
- ・杉並区の個人情報保護への取組の経緯等に関する記載は、条例の中に盛り込むのではなく、本部会の報告書等で言及することとすべきではないか。
- ・新条例の第1条は、基本理念や個人情報の保護に対する区の考え方を盛り込む形とするのが望ましい。先進的な施策による区民の福祉、生命・身体の保護や、その際のセキュリティ対策に関する記載は、区の責務として第2条以降に規定することが望ましいので

はないか。

- ・改正法第1条の規定の記載は、経済の活性化に着目している。基礎自治体として、災害時の生命・身体の保護、地域の中における孤立から起こる問題などに言及することが望ましいのではないか。
- ・改正法は国民に責務を課すのではなく、公の機関と民間の個人情報取扱事業者に対して責務を課す法律である。法の趣旨に鑑みると、新条例に区民の責務に関する規定を置く必要はない。

(4) 当部会の考え方

個人情報の重要性に言及しつつ、個人情報の適正な取扱いを通じて区民等の権利利益を保護することを目的とすることで、杉並区の個人情報保護への姿勢を明らかにすることが望ましい。

また、区民の福祉、生命・身体の保護のため、個人情報の有効な活用を考慮しながら、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施することとし、基礎自治体として杉並区が果たすべき役割を明らかにするべきである。

他方、あくまでも改正法及び新条例の目的は個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益の保護であることから、個人情報の利活用に当たっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故を防止しなければならないことを規定することが妥当である。

事業者についても引き続き努力規定を設けることとし、個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益の保護を図ることが望ましい。

区民の責務については、公の機関と民間の個人情報取扱事業者に対して責務を課す内容である改正法の趣旨になじまず、また、区民が主体となる条文がないこと等に鑑み、新条例においては規定を設けないことが妥当である。

2 開示請求等の手数料について 変更なし

- ・開示請求等に係る手数料は無料とすることが妥当である。
- ・写しの交付等に要する費用等の実費は請求者負担として差し支えないと考える。

(1) 区の現行制度

現行の個人情報保護条例第 26 条では、開示請求等の手数料については無料とし、写しの交付等に要する費用は請求者の負担としている。

(手数料等)

第 26 条 この条例の規定に基づく自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく自己情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(2) 改正法の規定等

改正法第 89 条第 2 項は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定している。

また、「ガイドライン 7－1－1 3」によると、「地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）も可能である」とされており、「Q & A 5－7－2」では、「コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求等の手数料とは別に徴収することは可能である」とされている。

(3) 主な意見

- ・実費についても無料とすることは難しいのか。
⇒手数料を無料とすることで、開示請求の権利を保障している。
- 一般的な資料の複写の際には 1 面 10 円をいただいていることから、写しの交付等に要する費用等の実費もこれに倣う考えである（杉並区事務局回答）。
- ・自己情報開示請求は情報の量が多くないため問題になりにくいが、情報公開請求の場合には実費を無料にすることで大量の請求を何度も行うようなケースがある。これを踏まえると、実費については現行の運用で問題ないと考える。

(4) 当部会の考え方

現行のとおり、開示請求等の権利を保障する観点から、開示請求等に係る手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用等の実費は請求者の負担とすることが妥当である。

3 開示請求等の決定期限について 一部変更あり

- ・標準処理期間を改正法に規定された「請求のあった日※から 30 日以内」から、次のとおり短縮する規定を条例に定めることが妥当である。

《開示請求》 請求のあった日から 14 日以内

《訂正請求・利用停止請求》 請求のあった日から 20 日以内

※「請求のあった日」は、民法 140 条の規定に基づき、その翌日から起算する。

- ・延長可能期間は、改正法どおり標準処理期間に加えて 30 日のままとして差し支えないと考える。

(1) 区の現行制度

現行条例では、開示請求等の決定期限は以下のとおり規定されている。

(請求に対する決定等)

第 23 条 実施機関は、請求があつたときは、当該請求のあつた日の翌日から起算して、開示請求にあつては 14 日以内に、訂正請求、消去請求及び利用中止請求（以下「訂正請求等」という。）にあつては 20 日以内に、開示、訂正、消去又は利用中止（以下「開示等」という。）をするか否かを決定し、その旨を速やかに請求者に通知しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の場合において、開示等をしないことと決定したとき（当該請求の一部について開示等をしないことと決定したとき、当該請求に係る自己情報がないとき及び第 18 条の 5 の規定により開示請求を拒否するときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該開示等をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第 1 項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求があつた日の翌日から起算して 60 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

現行条例の規定を整理すると、以下のとおりとなる。

【標準処理期間】

- ・開示請求の場合 請求の翌日から 14 日以内
- ・訂正請求、消去請求、利用中止請求の場合 請求の翌日から 20 日以内

【延長可能期間】

- ・請求の種別を問わず、請求の翌日から 60 日以内

(2) 改正法の規定等

改正法の規定をそのまま適用すると、開示請求、訂正請求、利用停止請求※1の決定期限は以下のとおりとなる。

※1 現行条例における消去請求、利用中止請求にあたる。

【標準処理期間】

- ・請求の種別を問わず、請求のあった日※2から 30 日以内

【延長可能期間】

- ・請求の種別を問わず、標準処理期間に加えて 30 日以内

※2 「請求のあった日」は、民法 140 条の規定に基づき、その翌日から起算する。

「Q&A 5－6－1」によると、開示請求等の決定期限について、条例で 30 日以内の任意の期間とすることは認められる。また、法第 83 条第 2 項の延長可能な期間について、30 日以内の任意の期間とすることは認められる。ただし、法第 83 条第 1 項の期間を短縮した場合も、同条第 2 項の期間について法が定める 30 日を超える期間とすることはできない。

(3) 主な意見

決定期限を延長した場合の処理期間は短縮されることとなるが、標準処理期間を短縮する規定を設けることは差支えない。

(4) 当部会の考え方

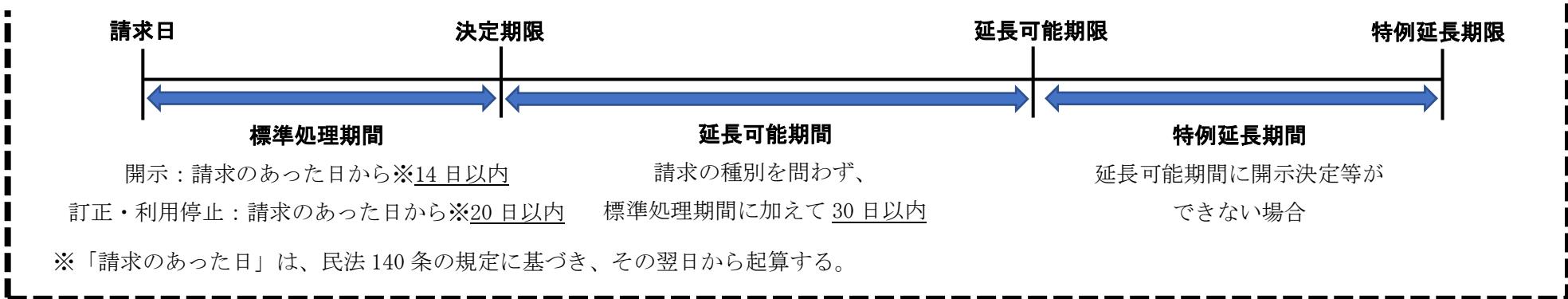
迅速な開示請求等に努める観点から、改正法に定められた標準処理期間について、現行の規定と同じ期間になるよう短縮する規定を条例に設けることが望ましい。即ち、標準処理期間について、開示請求の場合は請求のあった日から 14 日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合、請求のあった日から 20 日以内とする旨を新条例に規定することが妥当である。

また、標準処理期間内に決定を行うことができない開示請求等については、開示請求等の対象となる情報の特定に相当の期間を要する、特定した情報の開示・非開示等の判断に相当の期間を要するなど、正確かつ慎重な開示決定等を行う必要があり、また延長可能期間については、請求日から起算した期限が現行条例よりも短縮されることになるため、延長可能期間を 30 日以内の任意の期間に短縮する規定は設ける必要はないと考える。

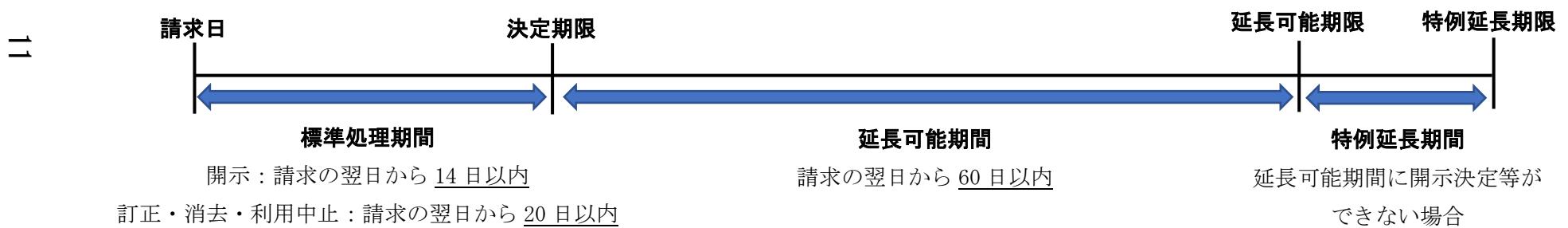
なお、標準処理期間を短縮する規定を設けた場合、区の現行制度、改正法の規定それぞれの決定期限の違いは、「開示請求等の決定期限 イメージ図」(p. 11)に示したとおり。

開示請求等の決定期限 イメージ図

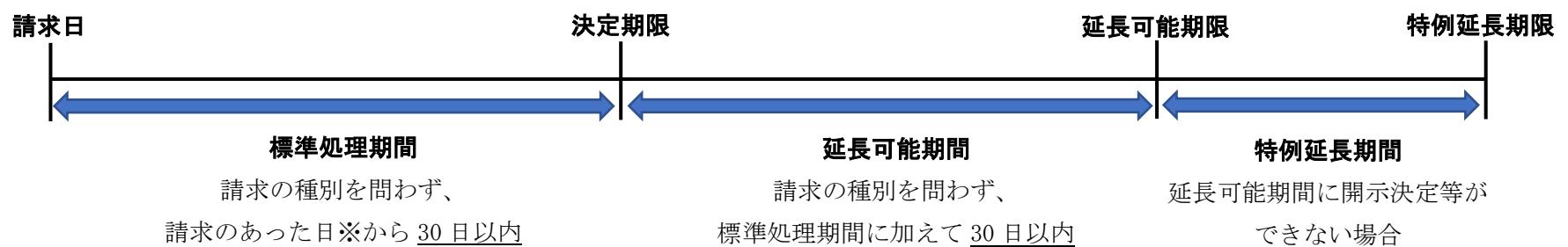
①標準処理期間を短縮する規定を設けた場合（当部会の案）



②現行条例の規定



③改正法の規定



※「請求のあった日」は、民法140条の規定に基づき、その翌日から起算する。

4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について 導入なし

- ・行政機関等匿名加工情報の提案募集については当面実施しないことが妥当である。
- ・行政機関等匿名加工情報利用に関する契約の手数料の規定は当面設けないことが妥当である。

(1) 区の現行制度

本制度については実施していない。

(2) 改正法の規定等

「匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいう。また、「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報ファイル（＝個人情報をデータベース化したもの）を構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。

改正法第 109 条から 123 条において、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められている。

しかし、改正法附則第 7 条において、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意である旨定められている。このことは、「ガイドライン 8-2」でも示されている。

また、改正法第 119 条には、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については条例で定める旨規定されている。

(3) 主な意見

行政機関等匿名加工情報の一番の懸念は、適切な匿名加工ができるかという点。匿名加工が不十分であったり、匿名加工前のデータを誤って送信するなどの情報漏えいのリスクがある。このため、行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する自治体は政令市と都道府県以外は極めて少ないと推察される。また、手数料の規定を設けることにより、区は行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する意向であると捉えられる可能性がある。

(4) 当部会の考え方

平成 28 年行政機関個人情報保護法改正により「非識別加工情報（＝匿名加工情報）の提供制度」が導入され、行政機関、独立行政法人で同制度の運用が開始された。地方公共団体でも国の非識別加工情報と同様の規定を整備することは可能であったが、同制度を整備した地方公共団体はわずかであり、また、同制度に基づき情報を提供したことが確認さ

れているのは2件程度に留まると言われている。このため、現段階では同制度へのニーズは乏しいと思われる。

また、全国的にも同制度に関する十分なノウハウが蓄積されておらず、適切な運用ができるか大いに懸念があることから、当面の間、制度の導入については見合わせることとし、利用に関する契約の手数料の規定も当面は設けないことが妥当である。

5 条例要配慮個人情報について 規定しない

- ・条例要配慮個人情報を新条例に規定する必要はないと考えられる。
- ・ただし、区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴く規定を新条例に設けることが妥当である。

(1) 区の現行制度

現行の個人情報保護条例では、要配慮個人情報に係る規定はないものの、第7条において個人情報に係る「収集の禁止事項」を規定しており、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、当該事項について収集を禁止している。

(収集の禁止事項)

第7条 実施機関は、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項

(2) 改正法の規定等

要配慮個人情報とは、改正法第2条第3項に規定される個人情報を指す(p. 16 参照)。

条例要配慮個人情報は、改正法第60条第5項に規定があり、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報」をいう。

要配慮個人情報・条例要配慮個人情報とその他の個人情報に係る取扱いの相違点は以下のとおり。

- ・個人情報ファイルに要配慮個人情報・条例要配慮個人情報が含まれる場合、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿にその旨を記載すること。
- ・要配慮個人情報・条例要配慮個人情報が含まれた個人情報の漏えいがあった場合は、

個人情報保護委員会への報告が義務付けられていること。

「ガイドライン4－2－6」によると、「条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない」とされており、Q&A3－2－1においても「要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められない」とされている。

(3) 主な意見

- ・現行の杉並区個人情報保護条例第7条各号を見ると、第4号（審議会の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項）以外は改正法に規定する要配慮個人情報に含まれるため、条例要配慮個人情報を規定する必要はないと考える。
- ・「地域の特性その他の事情」の要件について、性的指向、DV被害者の情報などは秘匿すべき情報と考えるが、地域の特性とは言えない面もある。条例要配慮個人情報を定める場合、杉並区の特性に合ったものしか規定することができないのか。
⇒「地域特性その他の事情」の捉え方について、個人情報保護委員会から具体的な例が示されない中、杉並区としては「個人情報それ自体が地域性を内包しているもの」を定義として考えたが、その場合、条例要配慮個人情報に該当するものはないというのが事務局の考え方である。例えば、性的指向、DV被害者の情報などは地域に関わらず遍く存在するものであり、杉並区特有の地域性を持った情報ではないと考えている（杉並区事務局回答）。

(4) 当部会の考え方

条例要配慮個人情報を「個人情報それ自体が地域性を内包し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」と捉えると、区が保有する個人情報のうち条例要配慮個人情報に該当するものはないと考えられる。

しかし、今後区が条例要配慮個人情報に該当しうる個人情報を取り扱う可能性を考慮し、専門的な知見に基づく意見を聞く機会を確保することで、個人情報の適切な取扱いに努めていくべきだと考える。

改正個人情報保護法第2条第3項に規定される要配慮個人情報一覧

	要配慮個人情報の種別	備考※
1	本人の人種	<p>人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。</p> <p>また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。</p>
2	信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。
3	社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。
4	病歴	病気に罹患した経験を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。
5	犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。
6	犯罪により害を被った事実	身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。
7	本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の改正個人情報保護法施行規則で定める心身の機能の障害があること。 ・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果 ・健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手續が行われたこと。 ・本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手續が行われたこと。

※ 1～6 の備考については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」 p. 46、p. 47 の記載を引用。

7 の備考については、改正個人情報保護法施行令第2条に定めるものを記載。

6 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について 変更なし

- ・新条例に情報公開条例との整合性を図る規定は設ける必要がないと考えられる。
- ・改正法との整合性を図るための情報公開条例の改正は行う必要がないと考えられる。

（1）区の現行制度

現行の個人情報保護条例では、第18条の2第1項各号に不開示情報が規定されている。改正法施行後は、改正法第78条第1項各号に規定されたものが不開示情報となる。

（開示義務）

第18条の2 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

（1） 法令の規定により開示することができないとされている情報

（2） 開示請求者（前条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の3第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項

に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する情報であつて、開示することによつて、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの
- (5) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であつて、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるもの
- (6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(2) 改正法の規定等

「Q&A 5－4－1」によると、行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であつて、杉並区情報公開条例でも不開示情報とされているもののうち、杉並区情報公開条例との整合性の確保を図る必要があるものについては、新条例に当該情報を不開示とする規定を設けることができる。

また、改正法に規定する不開示情報のうち、杉並区情報公開条例において開示(公開)すべきとされているものについては、新条例に当該情報を開示とする規定を設けることができる。

なお、杉並区情報公開条例における不開示情報が実質的に改正法 78 条第 1 項各号のいずれかに含まれる場合は、杉並区情報公開条例と同じ文言の不開示情報の規定を新条例に規定する必要はない。

(3) 主な意見

- ・「行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報」とは何か、国の見解を教えて欲しい。
⇒ 「準ずる」についての国から示されている見解は、「法第 78 条第 1 項各号に掲げる不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条各号に類型的に定められたものであり、法第 78 条第 2 項の「行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもの」について

ても、情報公開条例の規定で不開示とすることで保護すべき利益に着目したうえで、行政機関情報公開法第5条各号の趣旨を踏まえて、これに準ずる情報といえるかを判断する必要があります」となっている（杉並区事務局回答）。

- ・「開示請求の対象情報の中に、他人の個人情報が含まれているものの、人の生命・財産等保護のために開示が必要な情報がある」場合、情報公開条例に基づいて開示請求しても開示されないが、個人情報保護法に基づき開示請求したら開示されるということで良いか。その場合、本人が情報公開請求した際には、個人情報保護法に基づく開示が可能である旨教示するのか。

⇒請求者自身の個人情報であっても、他人の個人情報であっても、情報公開条例第6条第1項第2号ただし書きのア～ウに該当する場合は公開となるが、特に「人の生命・財産等保護のために開示が必要な情報」は、ただし書きイ「法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報（例：診療所開設届等に添付されている医師免許証の写し等）」の場合、『公開することが公益上必要と認められるもの』に該当すると判断され、公開となる可能性が高いと考えられる。

また、情報公開請求をしても非公開となる見込みがあり、個人情報保護法に基づく自己情報開示請求の場合は公開となる見込みがあるような場合は、（対象情報に請求者本人の情報が含まれる場合に限るが）お見込みのとおり個人情報保護法に基づく開示請求の場合は開示となることをご案内することとなる（杉並区事務局回答）。

（4）当部会の考え方

情報公開条例、現行の個人情報保護条例及び改正法の規定内容を比較した考え方は巻末資料1 「関係規定比較表」（p. 28）のとおり整理される。

情報公開請求と自己情報開示請求では、制度趣旨が異なるため、非公開（不開示）情報の範囲には差異が生じるものと認識しているが、請求者等の権利利益の保護の観点から支障は生じていない。

このため、新条例に情報公開条例との整合性を図る規定を設ける、改正法との整合性を図るために情報公開条例の改正を行うなどの措置は必要ないと考える。

7 個人情報登録簿の作成・公表について 変更あり（公表・運用について）

- ・改正法に規定されている個人情報ファイル簿とは別に、これまでどおり現行の個人情報保護条例に規定されている個人情報登録簿の作成を行うことが妥当である。ただし、個人情報ファイル簿との記載項目の重複を避けるなど業務の効率化を図ることが望ましい。
- ・個人情報登録簿の作成及び公表（これまで縦覧）について条例に規定することが妥当である。
- ・審議会による個人情報登録票の確認が認められなくなるため、これに代わる確認の方法を検討するべきである。

（1）区の現行制度

現行の個人情報保護条例では、第8条第1項に個人情報登録簿を作成する旨の規定がある。個人情報登録簿は、「個人情報登録票」を綴った簿冊を指す。

「個人情報登録票」は個人情報を取り扱う業務ごとに作成されるもので、業務の名称、個人情報の収集目的、個人情報の記録の内容、対象となる個人の範囲、個人情報の収集方法、管理個人情報の記録形態を登録することとされている。

また、個人情報登録簿は同条第4項の規定により、縦覧に供さなければならないとされている。

（業務の登録）

第8条 実施機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の収集目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、及び第2項の規定による登録の修正をしたときは、登録に係る事項及び修正に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、個人情報登録簿を縦覧に供しなければならない。

(2) 改正法の規定等

改正法第75条第1項の規定により、行政機関の長等には個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられる。個人情報ファイル簿とは、保有する「個人情報ファイル」※の名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載した帳簿を指す。

※「個人情報ファイル」は、保有個人情報を含む情報の集合物で、以下の形態がある。

- ・保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。
- ・保有個人情報をマニュアル（手作業）で容易に検索できるよう体系的に構成したもの。

なお、個人情報ファイル簿は、1,000人以上の個人情報ファイルについて作成が義務付けられる。

他方、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（＝個人情報登録簿）の作成・公表は任意とされている。

個人情報ファイル簿と個人情報登録簿の違いについては、「個人情報ファイル簿・個人情報登録簿 イメージ図」(p. 23)に示したとおり。

(3) 主な意見

- ・個人情報登録簿を存続させると1,000人未満の個人情報も管理できるため、個人情報保護の観点からは望ましい。ただし、行政の効率化や、更新漏れや内容の不一致の防止の観点から、エクセルなどで一つのシートにデータをまとめ、両方を同時に更新できるなどの工夫がされるとよい。
- ・2つの簿冊が併存することに反対とまでは言わないが、効率化という意味では同じ情報が入っているものであれば、様式をもっと上手に作り変え解決する部分もある。例えば、個人情報登録簿もこの形に慣れているからというだけでこの形を維持するのではなく、個人情報ファイル簿とうまく統合をして何か一つのものにできたらよいと思う。
- ・個人情報登録簿の内容はこれまで審議会で審議していたが、法改正により今後はそのプロセスそのものがなくなる。そのため、個人情報登録簿に代わり、チェックリストのようなものを作成し、これまで審議会で確認していたようなことをチェックリストで自己点検しましょうというやり方もある。

(4) 当部会の考え方

現行の個人情報保護条例に規定されている個人情報登録簿は個人情報を収集する業務ごとに、業務の名称、収集目的等を記載し作成する帳簿である。

他方、改正法に規定されている個人情報ファイル簿は「個人情報ファイル」ごとに当該個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などを記載し作成するものであり、その性質を異にする。

また、改正法では1,000人未満の個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿の作成・公表を義務づけられていないため、1,000人未満の規模で管理されている個人情報は個人情報ファイル簿で網羅することができない。

個人情報の適正な収集、管理、利用を堅持するためにも、引き続き個人情報登録簿の管理運用を継続すべきものと考える。

一方で、個人情報の保護という同一の目的で作成される簿冊が複数存在することによる行政効率の低下などが懸念されることから、両者の作成に当たっては同時に更新ができるよう管理の方法を工夫する、様式を改定するなどの業務の効率化に向けた取組を行うことが望ましい。

個人情報ファイル簿・個人情報登録簿 イメージ図

<改正法に基づくイメージ>

個人情報ファイル			
No.	氏名	生年月日	住所
1	○○ ○○	年 月 日	杉並区○○…
2	◆◆ ◆	年 月 日	杉並区◆◆…
3	▲▲ ▲▲	年 月 日	杉並区▲▲…
...

個人情報の取扱に関する法律についての取扱説明(1) (連絡先等)

個人情報法第1~5条、個人情報ノマニナシ(基準)、個人情報保護の指針並びに監督官員による監査。

個人情報ファイルの場所
行政機関等の名称
個人情報ファイルの取扱いの範囲
記録項目
収集範囲
収集範囲の取扱方法
収集範囲の人権侵害がされることがあります。不正確な場合は、個人情報保護の指針と併せて記載
個人情報を収集する範囲の 収集方法 (有り) (無り)
訂正又は削除等に関する範囲の 取扱いの範囲(ふしょ)

個人情報ファイル簿

<現行条例に基づくイメージ>

個人情報登録簿

※個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載

「個人情報ファイル簿」の作成及び公表は、改正個人情報保護法第 75 条第 1 項により義務付けられることとなるが、地方公共団体が「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」(=杉並区の場合、個人情報登録簿（票）) の作成及び公表は、同法同条第 5 項により任意とされている。

【各定義条項】

「個人情報ファイル」 改正個人情報保護法第 60 条第 2 項

「個人情報ファイル簿」 // 第 75 条第 1 項

「個人情報登録簿」 杉並区個人情報保護条例第 8 条

「個人情報登録票」 杉並区個人情報保護条例施行規則第 2 条第 1 項

8 審議会への諮問・報告に関する規定について 変更あり

・改正法第129条の規定に基づき、以下の事項についてあらかじめ審議会の意見を聞く（＝諮問する）旨を新条例に定めることが妥当である。なお、以下の事項に該当する場合は必ず諮問を行うよう運用すべきである。

①個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要と認められる事項

※具体的な諮問事項として、以下を想定。

ア 個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算機組織への記録、電子計算組織の結合禁止）に関する内部審査を実施する際の自己点検表の策定・改定について

イ 自己点検表の妥当性について（運用開始後、定期的に諮問）

なお、自己点検表に基づく内部審査の結果については、審議会に報告を行うこととする。

②法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要と認められる事項

※具体的な諮問事項として、以下を想定。

ア 条例要配慮個人情報の制定について（項目5の考え方）

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について

ウ その他法施行条例の改正について（個人情報保護法の3年ごとの見直しに伴うものなど）

・個人情報保護条例以外の条例に定めている審議会への諮問・報告規定は存続することが妥当である。

(1) 区の現行制度

現行は、個人情報保護条例第7条、第8条、第9条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第16条、第17条の規定に基づき、個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算機組織への記録、電子計算組織の結合禁止）については、審議会への事前諮詢又は報告を行っている。そのほか、個人情報保護条例以外の条例に基づき、次の事項について諮詢・報告を行っている。

<個人情報保護条例以外の条例に基づく諮詢・報告事項一覧>

①情報公開・個人情報保護審議会条例に定めるもの	
1	【諮詢】情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項（第2条第1項第1号）
2	【諮詢】区が管理する電子計算組織の管理運用に関する基本方針（第2条第1項第2号）
②住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例に定めるもの	
1	【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送受信を行った住民票に記載されている事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容（第5条第1項）
2	【諮詢】住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときの、区民の個人情報の保護のために講ずる必要な措置（第6条第3項）
3	【報告】国等への報告の要請又は審議会への意見の聴取を行わずに住民票記載事項の不適切利用に対する措置を講じた場合のその措置の内容（第6条第4項）
4	【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信を行った住民基本台帳カード運用状況の通知等の処理状況（附則（平成27年10月16日条例第31号）第2項）
③防犯カメラの設置及び利用に関する条例に定めるもの	
1	【諮詢】防犯カメラの設置等についての苦情の処理（第8条第3項）

(2) 改正法の規定等

改正法第129条では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮詢することができると規定されている。

「ガイドライン9-4」によると、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。

ガイドラインに示された考え方のほか、個人情報保護委員会は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件に関して審議会への報告や意見聴取を要件化するような規定を定めることも「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に類するものであり、許容されない旨の見解を示している。

(3) 主な意見

- ・区が必要と判断した場合に審議会に諮問するのではなく、自己点検表の策定や条例要配慮個人情報の制定等、諮問事項に該当する場合は必ず諮問するべきである。
- ・自己点検表に基づく内部審査に当たっては、現場の負担を軽減できるよう、ポイントを押された形で実施することが効率の面から望ましい。
- ・自己点検表を審議会が見るという形であれば、個人情報保護委員会が禁止している個別の審議には該当しないと思われる。案件の審議ではなく、点検結果を審査するという立て付けで行っていくのは良いのではないかと思う。
- ・自己点検表に基づいて区が内部審査を行った際の問題点等を審議会に報告し、その部分に着目して審議会が確認を行うという立て付けがよいと思う。
そうすることで、自己点検表の改善点等について審議会が意見を述べる役割を担うことになる。

(4) 当部会の考え方

これまで行ってきた審議会への類型的な諮問・報告は許容されないことになるが、内部審査を実施する際の自己点検表を審議会に諮問することで、審議会の意見を取り入れながら内部審査を行う体制を確保し、個人情報の適正な取扱いに努めることが望ましい。

また、自己点検表の策定に当たっては、改正法施行前に審議会にその妥当性を諮問することとし、改正法施行以降、審議会の了承を得た自己点検表に基づいて内部審査を実施することが妥当である。

自己点検表の妥当性については、定期的（年1回程度を想定）に審議会に諮問することとし、定期的な外部チェック及び審査基準の改善の機会を確保することが望ましい。

内部審査の結果については、審議会に報告することとし、自己点検表に基づく内部審査の実施状況を審議会が確認する機会を確保することが妥当である。

なお、現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、今回の法改正の対象とはならないと判断できるため、このまま存置することが妥当である。

この考え方に基づく審議会の役割の変化については、巻末資料2「杉並区情報公開・個人情報保護審議会の役割 新旧対照表」(p. 32)のとおり。

《参考》

【審議経過】

日時・会場	審議内容（予定）
【第1回】 令和4年7月4日(月) 14時～17時 杉並区役所第2委員会室	<ul style="list-style-type: none">・ 区の基本理念について・ 開示請求等の手数料について・ 開示請求等の決定期限について・ 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について・ 条例要配慮個人情報について
【第2回】 令和4年7月29日(金) 14時～17時 杉並区役所第2委員会室	<ul style="list-style-type: none">・ 前回議論の確認・ 区の基本理念について・ 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について・ 個人情報登録簿の作成・公表について・ 審議会への諮問に関する規定について
【第3回】 令和4年9月5日(月) 14時～17時 杉並区役所第7会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 前回議論の確認・ 区の基本理念について・ 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について・ 審議会への諮問・報告に関する規定について・ 報告書の構成案の確認
【第4回】 令和4年10月13日(木) 19時～21時 杉並区役所教育委員会室	<ul style="list-style-type: none">・ 報告書案について

【杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会 部会委員】

部会長 浅見 雄輔○ 杉並法曹会幹事
部会委員 加藤 隆之 東洋大学法学部教授
〃 佐藤 慶浩◎ 一般社団法人日本個人情報管理協会理事
オフィス四々十六代表 (審議会会長)
〃 細川 えみ子 公衆衛生医師
〃 水町 雅子 宮内・水町IT法律事務所 弁護士

◎：審議会会長 ○：審議会会长職務代理者

「関係規定比較表」についての説明

(1) 次ページ以降の「関係規定比較表」では、「杉並区情報公開条例」、現行の「杉並区個人情報保護条例」及び改正後の「個人情報保護法」(以下「法令等」という)に定める開示(公開)情報及び不開示(非公開)情報の規定について、次のとおり記載している。

① ほぼ同様の条文は、同じ行に記載している(2、3、6、7、15、16の欄)。

3	ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報 開示	ア 法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ことができ、又は知ることが予定されている情報 開示	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ことができ、又は知ることが予定されている情報 開示
---	--	--	--

なお、他の法令等の別の条文にも該当するような場合は、次の「②ーア」のとおり、その旨をコメント欄に記載している。

② 情報公開条例もしくは改正個人情報保護法のいずれかに空欄がある行については、「当部会の考え方」欄にコメントを記載している。

当部会の考え方の内容は大別すると次のア～ウのとおりとなる。

ア 他の法令等の別の行に記載されている条文に該当する、あるいは含まれると解されるもの

(1、5、8～12、17～23、25の欄)

5	イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの 開示	当該情報を自己情報開示請求する場合、請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イ(3の欄に記載)に含まれる。 また、自己情報開示請求者に対する開示・不開示の判断に公益上の要否を検討することはそもそも適さない。
---	--	---

イ 条文上の不整合は存在するが、区市町村は対象とならないため、条例への規定が不要のもの

(13、14の欄)

13	四 行政機関の長が第82条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 不開示	当該情報は、国の行政機関に係る不開示情報であり、杉並区には該当しない。
----	--	-------------------------------------

ウ 条文上の不整合は存在するが、改正個人情報保護法第78条第2項に定める条件に該当しないため、新条例に不開示情報の追加もしくは除外する規定を設ける対象ではないもの

(4、24の欄)

4	口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 開示	当該情報は情報公開条例上開示しないこととされる情報(不開示情報)になるが、行政機関情報公開法で不開示情報と規定されていないため、改正法第78条第2項の条件(行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報)には該当せず、新条例に不開示情報に追加する旨の規定は設けない。	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 開示
---	--	---	--

(2) 開示(公開)情報には開示、不開示(非公開)情報には不開示というマークを付記している。

関係規定比較表

【巻末資料1】

No.	杉並区情報公開条例	改正個人情報保護法	当部会の考え方	【参考】杉並区個人情報保護条例 (現行条例)
	(情報の原則公開) 第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。	(保有個人情報の開示義務) 第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	(左記の下線部分は、改正法第78条第2項の読み替規定を反映させたもの)	(開示義務) 第18条の2 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。
1		一 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 不開示 ただし、次に掲げる情報を除く。開示	情報公開請求の場合は、情報公開条例第6条第2項に定める個人情報（2の欄に記載）に該当し、同様に不開示情報となる。	(6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報 不開示
2	(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。不開示 ただし、次に掲げる情報を除く。開示	二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。不開示 ただし、次に掲げる情報を除く。開示		(2) 開示請求者（前条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の3第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。不開示 ただし、次に掲げる情報を除く。開示
3	ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報 開示	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 開示		ア 法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 開示
4		ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 開示	当該情報は情報公開条例上開示しないこととされる情報（不開示情報）になるが、行政機関情報公開法で不開示情報と規定されていないため、改正法78条第2項の条件（行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報）には該当せず、新条例に不開示情報に追加する旨の規定は設けない。	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 開示
5	イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの 開示		当該情報を自己情報開示請求する場合、請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イまたはロ（3または4の欄に記載）に含まれる。 また、自己情報開示請求者に対する開示・不開示の判断に公益上の要否を検討することはそもそも適さない。	
6	ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に	ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員		ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保

関係規定比較表

【巻末資料1】

No.	杉並区情報公開条例	改正個人情報保護法	当部会の考え方	【参考】杉並区個人情報保護条例 (現行条例)
	に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分 開示	及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 開示		護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分 開示
7	(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、 <u>公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。</u> 不開示 ただし、次に掲げる情報を除く。 開示	三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。 不開示 ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 開示		(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、 <u>開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとして認められるもの。</u> 不開示 ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 開示
8		イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの 不開示		当該情報は、現行条例第18条の2第1項第3号及び情報公開条例第6条第1項第3号本文（7の欄に記載）の下線部分に明記されている。
9	ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であって、公開することが必要であると認められるもの 開示			当該情報は、現行条例第18条の2第1項第3号及び改正個人情報保護法第78条第1項第3号本文（7の欄に記載）の但書で明記されている。
10		口 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 不開示		当該情報は、情報公開条例第6条第1項第3号本文情報公開条例第6条第1項第3号本文（7の欄に記載）の下線部分に含まれる。
11	イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であって、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの 開示			当該情報は、改正法第78条第1項第3号本文（7の欄に記載）の但書に含まれる。
12	ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが特に公益上必要と認められるもの 開示		同上。	
13		四 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 不開示		当該情報は、国の行政機関に係る不開示情報であり、杉並区には該当しない。
14		五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 不開示		当該情報は、国の行政機関及び都道府県に係る不開示情報であり、杉並区には該当しない。
15	(5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程にお	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又		

関係規定比較表

【巻末資料1】

No.	杉並区情報公開条例	改正個人情報保護法	当部会の考え方	【参考】杉並区個人情報保護条例 (現行条例)
	ける情報であって、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの 不開示	は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 不開示		
16	(4) 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの 不開示	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの 不開示		(4) 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する情報であつて、開示することによつて、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの 不開示
17		イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国のお安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ 不開示	当該情報は、情報公開条例第6条第1項第4号(16の欄に記載)に具体的な明記はないもののこれに含まれるものと考えられる。	
18		ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ 不開示	同上。	
19		ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ 不開示	「取締り」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
20		二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ 不開示	「交渉」「争訟」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
21		ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ 不開示	「調査」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
22		ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ 不開示	「選考」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
23		ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ 不開示	当該情報は、情報公開条例第6条第1項第4号(16の欄に記載)に具体的な明記はないもののこれに含まれるものと考えられる。	
24	(1) 法令の規定により公開することができないとされている情報 不開示		当該情報は情報公開条例上開示しないこととされる情報(不開示情報)になるが、行政機関情報公開法で不開示情報と規定されていないため、改正法78条第2項の条件(行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報)には該当せず、新条例に不開示情報に追加する旨の規定は設けない。 なお、QA 5-4-3 より「他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常(法第78条第1項)いずれかに該当するものと考えられる」とされている。	(1) 法令の規定により開示することができないとされている情報 不開示
25			情報公開請求の場合は、情報公開条例第6条第2項に定める個人情報(2の欄に記載)に該当し、同様に不開示情報となる。 また改正法においては、第78条第1項第1号もしくは第7号のハ及びヘ(19及び22の欄に記載)にて読み込む。	(5)個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であつて、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるもの 不開示

<旧>

<新>

情報公開・個人情報保護審議会

審議会のチェック機能を自己点検表に対して働かせる。
内部審査の結果について報告する機会も担保する。

- ① 【諮問・報告】個人情報の収集、本人外収集の制限等の類型的事項
(個人情報保護条例第7条、第8条、第9条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第16条、第17条)
- ② 【諮問】情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項
(情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号)
- ③ 【諮問】電子計算組織の管理運用に関する基本方針
(情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号)
- ④ 【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送受信を行った住民票に記載されている事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条第1項)
- ⑤ 【諮問】住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときの、区民の個人情報の保護のために講ずる必要な措置
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第3項)
- ⑥ 【報告】国等への報告の要請又は審議会への意見の聴取を行わずに住民票記載事項の不適切利用に対する措置を講じた場合のその措置の内容
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第4項)
- ⑦ 【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信を行った住民基本台帳カード運用状況の通知等の処理状況
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例附則(平成27年10月16日条例第31号)第2項)
- ⑧ 【諮問】防犯カメラの設置等についての苦情の処理
(防犯カメラの設置及び利用に関する条例第8条第3項)

情報公開・個人情報保護審議会

- ① 【諮問】個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要と認められる事項
(個人情報保護法施行条例(仮称))
→具体的な諮問事項として、以下を想定。

- ア 個人情報の収集、本人外収集の制限等の類型的事項に係る内部審査を実施する際の自己点検表の策定・改定について
- イ 自己点検表の妥当性について(運用開始後、定期的に諮問)
- ② 【報告】自己点検表に基づく内部審査の結果について
(個人情報保護法施行条例(仮称))

- ③ 【諮問】法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要と認められる事項
(個人情報保護法施行条例(仮称))
→具体的な諮問事項として、以下を想定。

- ア 条例要配慮個人情報の制定について(議題(3)の考え方)
- イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について
- ウ その他、法施行条例の改正について(個人情報保護法の3年ごとの見直しに伴うものなど)

- ④ 現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、このまま存置する。(左図②~⑧の諮問・報告事項)

存置

内部審査

【情報セキュリティ運営委員会】(区幹部職員・各部の実務担当者)

条例の規定による審議会への諮問及び報告事項に関することを審議する。
(情報セキュリティ運営委員会設置要綱第2条第1項第5号)

※情報セキュリティ運営委員会実施前にも、課内検討等を実施している。

内部審査

【デジタル・セキュリティ委員会(仮称)】(区幹部職員・各部の実務担当者)

- ・審議会への諮問及び報告事項に関することを審議する。
- ・審議会に諮問・了承を受けた自己点検表に基づき、個人情報の収集、本人外収集の制限等の類型的事項について内部審査を行う。

審議会の意見が内部審査に反映される。

※デジタル・セキュリティ委員会(仮称)開催前にも、引き続き課内検討等を実施する。

杉並区個人情報保護条例（現行）

昭和61年12月1日

条例第39号

〔注〕平成19年6月から改正経過を注記した。

改正	平成11年3月12日条例第2号 平成15年12月8日条例第40号 平成19年6月29日条例第28号 平成27年6月16日条例第29号 平成29年3月16日条例第12号 令和3年10月15日条例第26号	平成13年3月7日条例第11号 平成17年3月18日条例第6号 平成27年3月13日条例第2号 平成28年3月16日条例第10号 平成30年10月16日条例第33号
----	---	--

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集（第6条—第9条）
- 第3章 管理個人情報の管理（第10条—第12条の2）
- 第4章 管理個人情報の利用（第13条—第15条の2）
- 第5章 電子計算組織による処理（第16条・第17条）
- 第6章 自己情報の開示及び訂正の請求等（第18条—第24条の3）
- 第7章 救済の手続（第24条の4—第25条の3）
- 第7章の2 民間部門の個人情報の保護（第25条の4—第25条の7）
- 第8章 雜則（第26条—第31条）
- 第9章 罰則（第32条—第37条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自己に関する管理個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める区民の権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 管理個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理している個人情報をいう。
- (3) 個人情報ファイル 管理個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の業務の目的を達成するために特定の管理個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の管理個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- (4) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (5) 管理特定個人情報 管理個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。
- (6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条に

おいて準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

一部改正〔平成27年条例29号・29年12号〕

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、又は管理個人情報を管理し、若しくは利用するに当たつては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び区民福祉の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を収集し、又は管理個人情報を管理し、若しくは利用する実施機関の職員又は職員であつた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たつては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集

(適正収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段によつて行わなければならない。

(収集の禁止事項)

第7条 実施機関は、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるべきを除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項

(業務の登録)

第8条 実施機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

(1) 業務の名称

(2) 個人情報の収集目的

(3) 個人情報の記録の内容

(4) 対象となる個人の範囲

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、及び第2項の規定による登録の修正をしたときは、登録に係る事項及び修正に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、個人情報登録簿を縦覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人以外のものからの収集について法令に定めがあるとき。

(2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (3) 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。
- 4 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為が行われた場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

一部改正〔平成27年条例29号〕

第3章 管理個人情報の管理

(適正管理の原則)

第10条 実施機関は、管理個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものとすること。
- (2) 紛失、破壊、改ざんその他の事故を防止すること。
- (3) 漏えいを防止すること。

2 実施機関は、管理個人情報の管理が必要でなくなったときは、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報ファイル)

第10条の2 実施機関は、個人情報ファイルを管理するときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。ただし、記録される個人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルに記録される項目
- (4) 個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報ファイル簿を縦覧に供しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第11条 実施機関は、管理個人情報を管理するときは、管理個人情報の適正な維持管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、管理個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるとときは、あらかじめ委託又は管理の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項に規定する業務の処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）又は区の公の施設の指定管理者は、受託した業務又は当該公の施設の管理業務を行う場合においては、個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じなければならない。

3 受託者若しくは受託者であつた者若しくは前項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者若しくは指定管理者であつたもの若しくは同項の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(労働者派遣に伴う措置等)

第12条の2 実施機関は、管理個人情報に係る業務について、労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、前項の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）又は派遣労働者であつた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

追加〔平成30年条例33号〕

第4章 管理個人情報の利用

(適正利用の原則)

第13条 実施機関は、収集した管理個人情報を、収集の目的に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第14条 実施機関は、第8条第1項の規定により登録された収集目的（以下「収集目的」という。）の範囲を超えて、当該登録に係る管理個人情報（管理特定個人情報を除く。）の利用（以下「目的外利用」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。

(1) 目的外利用について法令に定めがあるとき。

(2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

4 実施機関は、第2項第2号の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(管理特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的以外の目的のために管理特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項本文の規定による利用（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

追加・一部改正〔平成27年条例29号〕

(外部提供の制限)

第15条 実施機関は、管理個人情報（管理特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の区の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、管理個人情報の外部提供をすることができる。

(1) 外部提供について法令に定めがあるとき。

(2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、第1項又は前項第3号の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

4 実施機関は、第2項の規定により外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

5 実施機関は、第2項第2号の規定により外部提供をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(管理特定個人情報の提供に係る報告)

第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第16号の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

追加〔平成27年条例29号〕、一部改正〔平成29年条例12号・30年33号・令和3年26号〕

第5章 電子計算組織による処理

(電子計算組織への記録)

第16条 区長は、電子計算組織に記録する個人情報の項目については、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、個人情報を電子計算組織に記録することについて法令に定めがある場合については、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づき、個人情報を電子計算組織に記録したときは、速やかに当該個人情報の項目を審議会に報告しなければならない。

3 実施機関は、第7条各号に掲げる事項に関する個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。

4 実施機関は、次条第1項ただし書の規定に基づき電子計算組織を結合した場合で、実施機関以外の者により、第1項の規定に反する個人情報が記録されたと認めるときは、当該個人情報を電子計算組織から直ちに消去しなければならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

第17条 実施機関は、管理個人情報を処理するため、区が管理する電子計算組織と区以外のものが管理する電子計算組織との通信回線による結合を行つてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 電子計算組織の結合について法令に定めがあるとき。

(2) 区民福祉の向上を図るため必要と認められ、かつ、管理個人情報の保護措置が講じられている場合で、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第1号の規定により、電子計算組織を結合したときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

第6章 自己情報の開示及び訂正の請求等

(開示請求権者)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（管理特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 開示請求（管理特定個人情報に係るものと除く。以下この項において同じ。）をすることにつき本人が委任した代理人は、やむを得ない理由により本人が開示請求をすることができないと認められるときに限り、本人に代わって開示請求をすることができる。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(開示義務)

第18条の2 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 法令の規定により開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者（前条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の3第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあ

るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する情報であつて、開示することによつて、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの

(5) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であつて、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるもの

(6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

2 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により開示しないこととされた自己情報が同項各号のいずれにも該当しなくなつた後に、新たに当該自己情報の開示請求があつた場合には、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

一部改正〔平成19年条例28号・27年2号〕

(部分開示)

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る自己情報に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報の記録部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、当該記録部分を除いて開示しなければならない。

2 開示請求に係る自己情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第18条の4 実施機関は、開示請求に係る自己情報に非開示情報（第18条の2第1項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(自己情報の存否に関する情報)

第18条の5 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正請求権者)

第19条 何人も、自己情報について事実に関する記録に誤りがあるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(訂正義務)

第19条の2 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の収集目的又は目的外利用の目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報を訂正しなければならない。

(消去請求権者)

第20条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己情報の消去の請求（以下「消去請求」という。）をすることができる。

- (1) 第7条の規定に反し、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に関する個人情報が収集されたとき。
- (2) 第16条第1項の規定に反し自己に関する個人情報が電子計算組織に記録されているとき。
- (3) 番号利用法第20条の規定に反し自己に関する特定個人情報が収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号利用法第29条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル（個人情報ファイルであつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。）に自己に関する特定個人情報が記録されているとき。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、消去請求について準用する。

一部改正〔平成27年条例29号・29年12号〕

(消去義務)

第20条の2 実施機関は、消去請求があつた場合において、当該消去請求に理由があると認めるときは、当該消去請求に係る自己情報を消去しなければならない。ただし、当該自己情報を消去することにより、当該自己情報の収集目的又は目的外利用の目的に係る業務の性質上、当該業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用中止請求権者等)

第21条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該利用又は提供の中止（以下「利用中止」という。）の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

- (1) 第14条第1項又は第2項の規定に反し自己情報の目的外利用がされているとき。
- (2) 第14条の2第1項又は第2項の規定に反し収集目的以外の目的のために自己に関する管理特定個人情報の利用がされているとき。
- (3) 第15条第1項又は第2項の規定に反し自己情報の外部提供がされているとき。
- (4) 番号利用法第19条の規定に反し自己に関する管理特定個人情報の提供がされているとき。

2 第18条第2項及び第3項並びに前条の規定は、利用中止請求について準用する。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(情報提供等記録の適用除外)

第21条の2 情報提供等記録については、前3条の規定は、適用しない。

追加〔平成27年条例29号〕

(請求の方法)

第22条 開示請求、訂正請求、消去請求又は利用中止請求（以下これらの請求を「請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、本人であること（第18条第2項又は第3項（第19条第2項、第20条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求にあつては、本人の代理人であること）を明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求、消去請求又は利用中止請求にあつては、当該請求の趣旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関

は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、請求があつたときは、当該請求のあつた日の翌日から起算して、開示請求にあつては14日以内に、訂正請求、消去請求及び利用中止請求（以下「訂正請求等」という。）にあつては20日以内に、開示、訂正、消去又は利用中止（以下「開示等」という。）をするか否かを決定し、その旨を速やかに請求者に通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の場合において、開示等をしないことと決定したとき（当該請求の一部について開示等をしないことと決定したとき、当該請求に係る自己情報がないとき及び第18条の5の規定により開示請求を拒否するときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該開示等をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

(決定期限の特例)

第23条の2 前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて同条第1項の規定による開示するか否かの決定（以下「開示決定等」という。）をすることにより業務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定にかかわらず、実施機関は、同条第1項の規定による訂正、消去又は利用中止をするか否かの決定（以下「訂正決定等」という。）に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに訂正請求等をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第23条の3 実施機関は、開示請求に係る自己情報に開示請求者以外のもの（以下この条及び第25条から第25条の3までにおいて「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第23条第1項の規定による開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第25条及び第25条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(決定後の手続)

第24条 実施機関は、前条第2項（第25条の3において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、第23条第1項の規定により開示等をすることと決定したときは、速やかに開示等をしなければならない。

- 2 前項の規定により、訂正（情報提供等記録の訂正を除く。）、消去又は利用中止をしたときは、その旨を当該管理個人情報の外部提供を受けているものに対し通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認め

るときは、その旨を内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成27年条例29号・29年12号・令和3年26号〕

（開示の方法）

第24条の2　自己情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して規則で定める方法により行う。

2　前項の視聴又は閲覧の方法による自己情報の開示にあつては、実施機関は、当該自己情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由のあるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

（請求をしようとする者に対する情報の提供）

第24条の3　実施機関は、請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する管理個人情報の特定に資する情報の提供その他請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第7章 救済の手続

（苦情の処理）

第24条の4　実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第24条の5　この条例の規定による処分（請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例10号〕

（審査会への諮問）

第25条　この条例の規定による処分についての審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該審査請求について裁決をしなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第25条の3において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定、消去請求の全部を容認して消去する旨の決定及び利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合、当該審査請求に係る消去請求の全部を容認して消去する場合又は当該審査請求に係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をする場合

一部改正〔平成28年条例10号〕

（諮問をした旨の通知）

第25条の2　前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2）請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成28年条例10号〕

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第25条の3　第23条の3第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
一部改正〔平成28年条例10号〕

第7章の2 民間部門の個人情報の保護

(区内の事業者等への支援)

第25条の4 区長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区内の事業者及び区民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあつせん等)

第25条の5 区長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する指導・勧告等)

第25条の6 区長は、事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていることを知ったときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(出資法人等の個人情報保護)

第25条の7 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。

第8章 雜則

(手数料等)

第26条 この条例の規定に基づく自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく自己情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(他法令との調整等)

第27条 他の法令で定める手続により実施機関に対して自己情報の請求（これに類するものを含む。）ができる場合には、それぞれその定めるところによる。

2 自己に関する管理特定個人情報については、他の法令に当該管理特定個人情報の開示に関して規定されている場合であつても、この条例の規定による開示を行うものとする。

3 この条例の規定は、実施機関が管理する施設において区民の利用に供することを目的とする個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(運用状況の公表)

第28条 区長は、毎年1回以上、この条例の運用状況及び電子計算組織に記録している個人情報の記録項目その他電子計算組織による主な事務処理状況について公表しなければならない。

(国又は他の地方公共団体等との協力等)

第29条 区長は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、国又は他の地方公共団体等と協力するものとする。

2 区長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

第30条 削除

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第32条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者、同項の管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者（以下「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に

属する事項が記録された第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成30年条例33号〕

第33条 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号イに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 職員等が、その業務に関して知り得た管理個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条の2 第32条から前条までのいずれかに該当する場合を除き、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らした職員等（地方公務員法第60条第2号に該当する者を除く。）は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成30年条例33号〕

第35条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人（派遣元事業主を除く。以下この条において同じ。）の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条から第34条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成30年条例33号〕

第37条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく管理個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、実施機関が現に行っている個人情報の収集、管理及び利用並びに電子計算組織による処理については、この条例の規定により行った個人情報の収集、管理及び利用並びに電子計算組織による処理とみなす。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月7日条例第11号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第15条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月8日条例第40号）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項の規定により実施機関に対して現にされている自己情報の閲覧等の請求又は当該請求に対する決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てについては、同条第2項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の杉並区個人情報保護条例中にこれに相当する規定がある場合には、同条例の相当する規定によってしたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

- 〔次のように〕略
- 6 杉並区立保育所条例（昭和36年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。
- 〔次のように〕略
- 附 則（平成19年6月29日条例第28号）
- この条例は、平成19年10月1日から施行する。（後略）
- 附 則（平成27年3月13日条例第2号）
- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成27年6月16日条例第29号）
- この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条のうち杉並区個人情報保護条例第14条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第18条第2項及び第3項、第20条第1項並びに第21条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定並びに第2条中同条例第18条第1項及び第19条第1項の改正規定 平成28年1月1日
- (2) 第2条の規定（杉並区個人情報保護条例第18条第1項及び第19条第1項の改正規定を除く。）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する規定の施行の日
- 附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄
- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 3 第3条の規定による改正後の杉並区個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）の規定は、施行日以後にされた新個人情報保護条例の規定による処分（新個人情報保護条例第22条第1項に規定する請求に係る不作為を含む。次項において同じ。）についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第3条の規定による改正前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）の規定による処分（旧個人情報保護条例第22条第1項に規定する請求に係る不作為を含む。次項において同じ。）についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。
- 附 則（平成29年3月16日条例第12号）
- この条例は、平成29年5月30日から施行する。
- 附 則（平成30年10月16日条例第33号）
- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条の2の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による改正後の杉並区個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関が同条例第12条の2第1項に規定する労働者派遣の役務の提供（以下「役務の提供」という。）を受けた業務については、同項の規定にかかわらず、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことを要しない。
- 3 施行日以後に新たに役務の提供を受けようとするときは、施行日前においても審議会の意見を聞くことができる。
- 附 則（令和3年10月15日条例第26号）
- この条例は、公布の日から施行する。